

平成30年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 48,000 千円
 歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,011,702 千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	202,284	千円 144,870	千円	千円 1	千円 5,566	千円 51,847
	高齢者福祉事業	6,361			225	595	5,541
	児童福祉事業	461,642	283,291		31,025	14,283	133,043
	小計①	670,287	428,161		31,251	20,444	190,431
社会保険	国民健康保険事業	60,952	35,250			2,492	23,210
	介護保険事業	113,512	1,230			10,885	101,397
	小計②	174,464	36,480			13,377	124,607
保健衛生	健康診査等事業	22,467				2,178	20,289
	予防接種事業	22,269				2,159	20,110
	後期高齢者医療事業	122,215	20,692			9,842	91,681
	小計③	166,951	20,692			14,179	132,080
合計(①+②+③)		1,011,702	485,333		31,251	48,000	447,118

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。